



埼玉県報

第 2 5 8 7 号
平成 26 年 4 月 22 日
火 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則\(農業支援課\)](#)

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [包括外部監査契約に関する告示\(改革推進課\)](#)
- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借に関する入札公告\(情報システム課\)](#)
- [埼玉県社会福祉総合センター使用料徴収事務委託\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [田甲土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [富士見都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [宅地建物取引業者の聴聞\(建築安全課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定の取消し\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

規 則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県農業災害対策特別措置条例施行規則(昭和五十三年埼玉県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の補助対象経費及び補助率のうち、条例第四条第八号に掲げる助成措置に係るものについては、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

埼玉県議会平成二十六年四月臨時会において議決された平成二十六年年度埼玉県病院事業会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成26年度埼玉県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度埼玉県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
3 主なる建設改良事業	12,340,157 千円	1,999,421 千円	14,339,578 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,496,720千円」を「4,457,791千円」に、「7,778千円」を「10,016千円」に、「3,809,959千円」を「3,768,792千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収

入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	9,898,683	2,038,350	11,937,033
第1項 企業債	7,962,000	1,781,000	9,743,000
第6項 受託金	714,409	257,350	971,759

支

出

(単位 千円)

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	14,395,403	1,999,421	16,394,824
第1項 建 設 改 良 費	12,340,157	1,999,421	14,339,578

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的支出	1 建設改良費	小児医療センター 新病院建設費	31,766,134	平成25年度	579,852	37,288,984	平成25年度	579,852
				平成26年度	5,670,551		平成26年度	7,669,972
				平成27年度	25,340,098		平成27年度	28,852,791
				平成28年度	158,833		平成28年度	169,569
				平成29年度	16,800		平成29年度	16,800

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の限度額中「7,962,000千円」を「9,743,000千円」に改める。

(一時借入金)

第6条 予算第8条中「9,700,000千円」を「10,100,000千円」に改める。

告 示

埼玉県告示第六百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

工 藤 道 弘

埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目七番地一（S二六〇八号）

二 契約の期間の始期

平成二十六年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

概算払

告 示

埼玉県告示第六百五十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成26年12月1日(月)から平成31年11月30日(土)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課システム基盤担当 宮寺、高柳 電話048-830-2282(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年6月6日(金)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年6月5日(木)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年6月5日(木)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 平成26年6月6日(金)午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年5月23日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年5月20日(火)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of 3,472 notebook personal computers for staff use.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:30 a.m., June 6, 2014

By registered mail or in person: 4:00 p.m., June 5, 2014

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance
Department,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2282

告示

埼玉県告示第六百五十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県社会福祉総合センター	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六十五号 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 会長職務代理者副会長 奥野 立	平成二十六年四月一日から 平成二十七年三月三十一日 まで

告示

埼玉県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北上尾ショッピングモール

埼玉県上尾市緑丘三 十九 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 閉店時刻が延長し、朝方四時三〇分までとなるため、周辺環境に十分配慮した営業を行うこと。
- (2) 店舗は中央小学校と東中学校の学区内にあるため、児童生徒の通学の安全確保に留意すること。
- (3) 当該ショッピングモールは埼玉県生活環境保全条例における騒音の規制対象作業場等に該当するので、騒音については規制以下であることを再度検証いただく等の対応をすること。

二 縦覧期間

平成二十六年四月二十二日から平成二十六年五月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
関根文男	塩田洲昭	大澤敏英	島村侑也	渡邊繁	吉岡憲一	松本成弘	町田好一郎	増田利夫	増田博俊	増田晃三	長谷川良勇	戸山泰一	田内不二雄	須山知延	近藤秀雄	柿沼靖夫	奥泉詔二	岡戸儀芳	大戸堅吉	江森勉	井上雅一郎	阿部信行
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県羽生市大字下手子林二千四百二十七番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
下手子林二千四百五十四番地一	中手子林百九十四番地	上手子林千二百八十一番地	中手子林千四十九番地二	同	同	同	上手子林四百九十六番地	中手子林百五十九番地五	同	下手子林二千三百十四番地一	中手子林五百九十番地一	下手子林千三番地	同	中手子林百四十六番地口	下手子林二千六百二十九番地	同	上手子林千百九十八番地	下手子林二千四百九十八番地	上手子林千四百八十六番地	下手子林二千二百七十九番地	中手子林六百十七番地	同

告 示

埼玉県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十六年四月十六日認可した。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

田甲土地改良区

二 事務所所在地

吉見町

告 示

埼玉県告示第六百五十六号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

三級水準測量 五キロメートル

四級水準測量 四キロメートル

現況測量 十四・〇ヘクタール

三 作業地域

さいたま市桜区田島七丁目外地内

四 作業期間

平成二十六年四月二十一日から平成二十六年七月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

ふじみ野市から富士見都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第六百五十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県知事 上田清司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年五月十五日 午前十時	友和不動産	代表者 岩間 伸悦	埼玉県川口市東川 口五丁目十番二十 六号一〇一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

衛生会館 五二一会議室

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

十六号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十六年二月 二十七日	指定の年月日
埼玉県飯能市川寺二百二十六ノ丁二百七十ノ一	指 定 道 路 の 位 置
百七十・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
十二・〇〇 十五・五〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十三年五月十五日第七号、平成十四年五月九日第二号、平成十五年一月八日第十九号、平成二十年五月十三日第一号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

取消番号	十六号
指定の取消しに係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の取消しの年 月 日	平成二十六年三月 二十七日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉真飯能市川寺 二百七十ノ一～二百七十ノ五 埼玉真飯能市川寺 二百六十九ノ一～二百七十ノ二 埼玉真飯能市川寺 二百六十三ノ三～二百六十四ノ五 埼玉真飯能市川寺 二百六十四ノ四～二百六十五ノ五
指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	十九・〇〇メートル 十四・〇〇メートル 十一・〇〇メートル 十三・六〇メートル
指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)	十一・〇〇メートル 十二・〇〇メートル 五・〇〇 六・五〇メートル 六・〇〇 八・五〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十五年八月二十一日

指令越建セ第二五〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十七日

越建セ第四三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字倉松字丑発六百四十三番七、六百四十三番十、六百四十三番十一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷九百六十九番地二 ウィンヒルズD二〇一

櫻井 聡

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内 藤 知行

一 許可番号

平成二十五年九月二十日

指令越建セ第二四〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十六年四月十七日

越建セ第四五一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西条原字中通五百七十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県白岡市野牛千四十三番地 アーバンウエスト二〇二

吉岡 一樹

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十六年四月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
羽生市産業文化ホール	埼玉県羽生市大字下羽生八百七十六番地	株式会社ケイミックス	千六百八十人